



接続約款変更認可申請書

西設相制第 93号  
平成25年1月22日

総務大臣  
新藤 義孝 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんぽちょう

住所 大阪府大阪府中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾 和 俊

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成25年4月1日より実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表  
第1表 接続料金  
第1 網使用料  
2 料金額  
2-1 端末回線伝送機能  
2-1-1 基本額  
2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単位	料金額	備考			
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア~イ (略)	ウ 1 芯 式 の もの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア)欄に規定する料金額	—	
				平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア)欄に規定する料金額		
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに 第6欄ア(ア)欄に規定する料金額
				平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア)欄に規定する料金額		
				(ウ) (ア)(イ)以外のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに 第6欄ア(ア)欄に規定する料金額
				平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア)欄に規定する料金額		

料金表  
第1表 接続料金  
第1 網使用料  
2 料金額  
2-1 端末回線伝送機能  
2-1-1 基本額  
2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単位	料金額	備考			
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア~イ (略)	ウ 1 芯 式 の もの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア)欄に規定する料金額	—	
				平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア)欄に規定する料金額		
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに 第6欄ア(ア)欄に規定する料金額
				平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア)欄に規定する料金額		
(ウ) (ア)(イ)以外のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア)欄に規定する料金額					

		エ 2 芯 式 の もの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	8,360円	
				平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	6,526円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	8,360円	
				平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	6,526円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	8,611円	
				平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	6,722円	
(4)~(4)-2 (略)	(略)		(略)	(略)	(略)		
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	5,728円		

		エ 2 芯 式 の もの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	6,130円		
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	6,130円		
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1回線ごとに	6,314円		
(4)~(4)-2 (略)	(略)		(略)	(略)	(略)		
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	5,532円		

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないもの)により1芯にて伝送を行う機能	(ア) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,180円
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,263円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,180円
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,263円	
			以外のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,305円
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,361円	
	(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,180円	
		B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,263円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,180円	
		B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,263円		
		以外のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,305円	
		B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,361円		

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないもの)により1芯にて伝送を行う機能	(ア) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	3,065円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	3,065円
			以外のもの	1回線ごとに	3,157円
			保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	3,065円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	3,065円
			以外のもの	1回線ごとに	3,157円

イ 光信号主端末回線（光局外スリッパを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,846円	—
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,055円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,846円	
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,055円	
		以外のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,957円	
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,143円	
	(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,820円	
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,029円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,820円	
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,029円	
以外のもの		A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,930円		
		B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,116円		
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

イ 光信号主端末回線（光局外スリッパを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	2,882円	—	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	2,882円		
		以外のもの	1回線ごとに	2,965円		
	(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	2,873円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	2,873円		
		以外のもの	1回線ごとに	2,956円		
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(8) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	6,418 円	—
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,903 円	
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,488 円	
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,118 円	
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,703 円	
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,333 円	
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,918 円	
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,548 円	
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,133 円	
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,718 円	
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	13,348 円	
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	13,933 円	
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	14,563 円	
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	15,148 円			
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/sから100Mbit/sまでの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,960 円	—
		イ 200Mbit/sから1Gbit/sまでの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,230 円	

(8) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	5,152 円	—
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	6,538 円	
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,084 円	
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,630 円	
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,134 円	
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,680 円	
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,226 円	
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,772 円	
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,276 円	
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,822 円	
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,368 円	
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,914 円	
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,418 円	
		42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,964 円	
		(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/sから100Mbit/sまでの符合伝送が可能なもの	
イ 200Mbit/sから1Gbit/sまでの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに			10,518 円	

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

区 分				単 位	料金額	備考	
端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	光信号主 端末回線 (光局外 スプリッ タを含む ものに限 ります。)	ア分岐 できる 光信号 分岐 端末回 線の数 が8を 限度と するも の	(7)保 守の区 別が タイ プ1- 1のも の	平成24年 4月1日か ら平成25年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに	2,908円 接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。	
				平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに	平成25年4月1 日から平成26年 3月31日まで適 用する2-1-1- 1第6欄イ(7) 欄に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
				平成26年 4月1日以 降に適用す る料金	1回線 ごとに	平成26年4月1 日以降に適用す る2-1-1-1 第6欄イ(7) 欄に規定する料 金額に、964円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる964円のうち、938円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

区 分				単 位	料金額	備考	
端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	光信号主 端末回線 (光局外 スプリッ タを含む ものに限 ります。)	ア分岐 できる 光信号 分岐 端末回 線の数 が8を 限度と するも の	(7)保 守の区 別が タイ プ1- 1のも の	平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに	2,378円 接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。	
				平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する2-1-1- 1第6欄イ(7) 欄に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
				平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1回線 ごとに	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する2-1-1- 1第6欄イ(7) 欄に規定する料 金額に、964 円を加算した料 金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる964円のうち、938円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。

		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,908円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			平成26年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,378円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成27年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。



			(ウ) (ア) (イ)以外のもの	平成24年 4月1日から平成25年 3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,991円	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。
				平成25年 4月1日から平成26年 3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	平成25年4月1 日から平成26年 3月31日まで適 用する2-1-1- 1-1第6欄イ (ア)欄に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
				平成26年 4月1日以 降に適用す る料金	1回線 ごとに	平成26年4月1 日以降に適用す る2-1-1- 1第6欄イ(ア) 欄に規定する料 金額に、993円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる993円のうち、966円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。

			(ウ) (ア) (イ)以外のもの	平成25年 4月1日から平成26年 3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,446円	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。
				平成26年 4月1日から平成27年 3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する2-1-1- 1-1第6欄イ (ア)欄に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
				平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1回線 ごとに	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する2-1-1- 1-1第6欄イ (ア)欄に規定す る料金額に、993 円を加算した料 金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる993円のうち、966円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。

	イ 分岐できる光信号分岐端末回線の数 が4を限度とするもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,888円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			平成26年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

	イ 分岐できる光信号分岐端末回線の数 が4を限度とするもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,370円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			平成27年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				1回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,888円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	平成26年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円のみ消費税相当額を加算するものとします。

(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,370円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	平成27年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円のみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) (7)( 1)以 外の もの	平成24年 4月1日か ら平成25年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに	2,971円	接続開始日から、1 年未満の場合に適 用します。
				平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに	平成25年4月1 日から平成26年 3月31日まで適 用する2-1-1- 1-1第6欄イ (1)欄に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。
				平成26年 4月1日以 降に適用す る料金	1回線 ごとに	平成26年4月1 日以降に適用す る2-1-1-1 第6欄イ(1) 欄に規定する料 金額に、986円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる986円 のうち、959円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。

			(ウ) (7)( 1)以 外の もの	平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに	2,439円	接続開始日から、1 年未満の場合に適 用します。
				平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する2-1-1- 1-1第6欄イ (1)欄に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。
				平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1回線 ごとに	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する2-1-1- 1-1第6欄イ (1)欄に規定す る料金額に、986 円を加算した料 金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる986円 のうち、959円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
				平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1回線 ごとに	平成27年4月1 日以降に適用す る2-1-1-1- 1第6欄イ(1) 欄に規定する料 金額に、531円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる531円 のうち、517円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。

2 - 1 - 1 - 2 加算料

区分				単位	料金額	備考
ア (略)				(略)	(略)	(略)
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ 1 芯式のもの	(ア) (イ)以外のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ) 欄に規定する料金額	—
			平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ) 欄に規定する料金額	
	(イ) 2 - 1 - 1 - 1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	177 円		
		平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	163 円		
		(ア) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	354 円		
		(イ) 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	326 円		
ウ 2 芯式のもの						

2 - 1 - 1 - 2 加算料

区分				単位	料金額	備考
ア (略)				(略)	(略)	(略)
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ 1 芯式のもの	(ア) (イ)以外のもの	1回線ごとに	(イ)欄に規定する料金額	—	
			(イ) 2 - 1 - 1 - 1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	1回線ごとに		155 円
	ウ 2 芯式のもの			1回線ごとに		310 円

(2) 2 - 1 - 1 - 1 第2欄ウ 欄又は第 6欄イ欄 に規定す る機能に 係る加算 料	ア 光信 号分 岐端 末回 線に 係る 加算 料	(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>317 円</u>
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>317 円</u>
			以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>327 円</u>
	(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>329 円</u>
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>329 円</u>
			C AB 以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>339 円</u>
			A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>324 円</u>
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>324 円</u>
			C AB 以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>334 円</u>

(2) 2 - 1 - 1 - 1 第2欄ウ 欄又は第 6欄イ欄 に規定す る機能に 係る加算 料	ア 光信 号分 岐端 末回 線に 係る 加算 料	(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>291 円</u>
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>291 円</u>
			以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>300 円</u>
	(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>301 円</u>
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>301 円</u>
			C AB 以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>310 円</u>
			A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>297 円</u>
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>297 円</u>
			C AB 以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>306 円</u>

イ 光信号主端未回線に係る加算料	(ア) 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端未回線ごとに	3,846円
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端未回線ごとに	3,055円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端未回線ごとに	3,846円
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端未回線ごとに	3,055円
		以外のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端未回線ごとに	3,957円
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端未回線ごとに	3,143円

イ 光信号主端未回線に係る加算料	(ア) 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端未回線ごとに	2,882円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端未回線ごとに	2,882円
		以外のもの	1 光信号主端未回線ごとに	2,965円

	(イ) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,820円	—
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,029円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,820円	
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,029円	
		以外のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,930円	
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,116円	
(3) 2-1-1-1 第2欄工欄に規定する機能に係る加算料	ア 固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	19,009円	(略)	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	19,009円		
(4)~(5) (略)	イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(4)~(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

	(イ) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線ごとに	2,873円	—
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線ごとに	2,873円	
		以外のもの	1 光信号主端末回線ごとに	2,956円	
(3) 2-1-1-1 第2欄工欄に規定する機能に係る加算料	ア 固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	12,479円	(略)
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	12,479円	
(4)~(5) (略)	イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4)~(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)



2 - 1 - 1 - 2 の 2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

区 分		単 位	料金額	備考			
2 - 1 - 1 - 1 第 2 欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの	(ア) 保守の区別がタイプ 1 - 1 のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,908円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2 - 1 - 1 - 2 第 2 欄イ(ア) 欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				平成26年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2 - 1 - 1 - 2 第 2 欄イ(ア) 欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2 - 1 - 1 - 2 の 2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

区 分		単 位	料金額	備考			
2 - 1 - 1 - 1 第 2 欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの	(ア) 保守の区別がタイプ 1 - 1 のもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,378円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第 2 欄イ(ア) 欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2 - 1 - 1 - 2 第 2 欄イ(ア) 欄に規定する料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				平成27年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2 - 1 - 1 - 2 第 2 欄イ(ア) 欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,908円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			平成26年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,378円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			平成27年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

		(ウ) (7)(イ)以 外のもの	平成24年 4月1日か ら平成25年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	2,991円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
			平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成25年4月 1日から平成 26年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(7) 欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			平成26年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日以降に適 用する2-1- 1-2第2 欄イ(7) 欄に 規定する料金 額に、993円を 加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる993円 のみ消費税相当 額を加算するも のとしします。

		(ウ) (7)(イ)以 外のもの	平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	2,446円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
			平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	2-1-1- 2第2欄イ(7) 欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(7) 欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(7) 欄に規定す る料金額に、 993円を加算し た料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる993円 のみ消費税相当 額を加算するも のとしします。
			平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成27年4月 1日以降に適 用する2-1- 1-2第2 欄イ(7) 欄に 規定する料金 額に、533円を 加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる533円 のみ消費税相当 額を加算するも のとしします。

イ 光 信号多重 分離機能 イ欄と組 み合わせ て利用す るもの	(ア) 保 守の区別 がタイプ 1-1の もの	平成24年 4月1日か ら平成25年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	2,888円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
		平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成25年4月 1日から平成 26年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(イ) 欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
		平成26年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日以降に適 用する2-1- 1-2第2 欄イ(イ) 欄に 規定する料金 額に、958円を 加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる958円 のうち、932円に のみ消費税相当 額を加算するも のとしします。

イ 光 信号多重 分離機能 イ欄と組 み合わせ て利用す るもの	(ア) 保 守の区別 がタイプ 1-1の もの	平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	2,370円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
		平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(イ) 欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
		平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(イ) 欄に規定す る料金額に、 958円を加算し た料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる958円 のうち、932円に のみ消費税相当 額を加算するも のとしします。

			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,888円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				平成26年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,370円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				平成27年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

(ウ) (7)(イ)以 外のもの	平成24年 4月1日か ら平成25年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	2,971円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
	平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成25年4月 1日から平成 26年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(イ) 欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
	平成26年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日以降に適 用する2-1- 1-2第2 欄イ(イ) 欄に 規定する料金 額に、986円を 加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる986円 のうち、959円に のみ消費税相当 額を加算するも のとしてします。

(ウ) (7)(イ)以 外のもの	平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	2,439円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
	平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(イ) 欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
	平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(イ) 欄に規定す る料金額に、 986円を加算し た料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる986円 のうち、959円に のみ消費税相当 額を加算するも のとしてします。

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成25年4月1日から実施します。